

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容		受給資格者の配偶者又は受給資格者の扶養義務者の所得による障がい児福祉手当支給の制限					
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条					
処分基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する第2条第2項					
	参考事項						
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更					
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（2参照）以上であるときは、その年の8月から7月までは、支給しない。</p> <p>2 政令で定める額 第2条第2項の規定（3参照）は、法第21条に規定する所得の額について準用する。</p> <p>3 特別児童扶養手当等の支給に関する施行令第2条第2項の規定 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、628万7千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表のした下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 1312 1351 1749"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>6,536,000円</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>		扶養親族等の数	金額	1人	6,536,000円	2人以上
扶養親族等の数	金額						
1人	6,536,000円						
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）						